



注意！省エネの届出が変わりました



平成29年4月1日に省エネルギーの法律が変わりました。（旧省エネ法の届出から建築物省エネ法の適合義務[適合性判定]又は届出に変わりました。）

以下の届出は受付できません！！

- ・届出書の様式が変わりました。平成29年4月1日以降は旧省エネ法の様式の届出は受付けることができません。新しい様式は大阪市のホームページからダウンロードしていただけます。
- ・旧省エネ法の条文により委任を受けた委任状での届出も受付けることができません。
- ・評価に使用できる計算方法が変わりました。国立研究開発法人建築研究所の『建築物のエネルギー消費性能に関する技術情報』のページで利用できる計算プログラムのうち、Ver.1は使用できません。（H25基準での計算結果は使用できません）
- ・屋根等の修繕・模様替、空気調和設備等の改修を行う場合の届出は、不要です。
- ・定期報告制度は廃止されました。
- ・従来どおり、不備のある届出書（計算書や図面等が不足しているもの、記載内容に不備のあるもの等）は、受付できません。

なお、旧省エネ法に基づき、すでに届出された建築物の変更については、旧省エネ法の様式でご提出ください。

届出対象が拡大されました！

- ・床面積300㎡以上の新築及び増改築部分の床面積が300㎡以上の増改築は、届出又は適合義務の対象となります。今まで届出不要だった増築（既存の規模を超えない増築[第2種特定建築物]や2000㎡未満の増築[第1種特定建築物]）でも届出が必要な場合があります。（増築後非住宅部分が2000㎡以上で、増築面積が既存を超えるものは適合義務。ただし、平成29年4月以降に新築された建物の増築は既存面積によらず適合義務。）

届出・適合義務対象からはずれるものがあります

・建築物全体が以下の用途（建築基準法上）に該当する場合には適用除外になります。ただし、複合用途で下記以外の用途が含まれる建築物は適用除外になりません。

- ① 自動車車庫、自転車駐車場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊その他これらに類する用途
- ② 観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院その他これらに類する用途で次のいずれかの条件を満たすもの。

(a) 壁を有しないこと

(b) 開放部分(内部に間仕切壁等を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する

常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が 1/20 以上であるもの)のみで構成される建築物であること

- ③ 文化財等の一部
- ④ 仮設建築物の一部

施行日前後の省エネ基準適合義務及び届出の適用関係

① 確認申請が平成29年4月1日以降		非住宅床面積2,000㎡以上	非住宅床面積300㎡以上2,000㎡未満・住宅床面積300㎡以上
3/31	4/1	4/21	4/22
		適合義務 確認申請時に省エネ適合性判定	適合義務対象外 建築物省エネ法に基づく届出
		適合義務対象外 3/31までに現行省エネ法に基づく届出がされなければ適合義務	適合義務対象外 3/31までに現行省エネ法に基づく届出が必要
		適合義務対象外 3/31までに現行省エネ法に基づく届出がされなければ適合義務	適合義務対象外 3/31までなら現行省エネ法、以降は建築物省エネ法に基づく届出
② 確認申請が平成29年3月31日以前		非住宅床面積2,000㎡以上	非住宅床面積300㎡以上2,000㎡未満・住宅床面積300㎡以上
3/31	4/1	4/21	4/22
		適合義務対象外	適合義務対象外 3/31までに現行省エネ法に基づく届出が必要
		3/31までに現行省エネ法に基づく届出が必要	適合義務対象外 3/31までなら現行省エネ法、以降は建築物省エネ法に基づく届出

詳しくは Web をご覧ください

○国土交通省 建築物省エネ法のページ

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

○（一財）建築環境・省エネルギー機構 省エネサポートセンター

http://www.ibec.or.jp/ee_standard/support_center.html

○国立研究開発法人建築研究所 建築物のエネルギー消費性能に関する技術情報

<http://www.kenken.go.jp/becc/index.html>

○大阪市ホームページ 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（建築物省エネ法）に基づく届出

<http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000390612.html>

○（一社）住宅性能評価・表示協会 住宅の外皮平均熱貫流率及び平均日射熱取得率（冷房期・暖房期）計算書

<https://www2.hyoukakyukai.or.jp/seminar/gaihi/>

適合義務及び届出の要否について(新築の場合)

住宅		
【床面積】	— 【高い開放性を有する部分の床面積】 = 300 m ² 以上 300 m ² 未満	届出 届出不要
非住宅		
【床面積】	— 【高い開放性を有する部分の床面積】 = 2000 m ² 以上 300 m ² 以上～2000 m ² 未満 300 m ² 未満	適合義務 届出 届出不要
複合建築物		
【非住宅部分の床面積】	— 【高い開放性を有する部分の床面積】 = 2000 m ² 以上	適合義務
＜適合義務（上記）で無い場合＞		
【床面積】	— 【高い開放性を有する部分の床面積】 = 300 m ² 以上 300 m ² 未満	届出 届出不要

適合義務及び届出の要否について(増改築の場合)

・非住宅及び複合建築物の場合

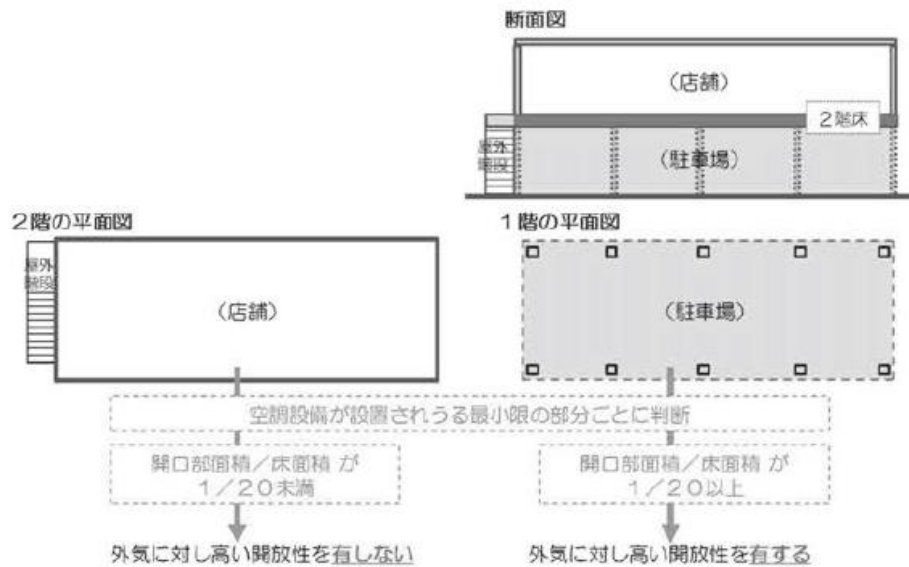
増改築の面積	増改築のうち非住宅部分の面積	増改築後の非住宅部分の面積	平成 29 年 4 月施行後に新築された建築物の増改築	平成 29 年 4 月施行の際現に存する建築物の増改築	
				増改築面積が増改築後全体面積の 1/2 超※ (特定増改築外)	増改築面積が増改築後全体面積の 1/2 以下※ (特定増改築)
300 m ² 以上	300 m ² 以上	2,000 m ² 以上 (特定建築物)	適合義務 (本則 12 条)	適合義務 (本則 12 条)	届出 (附則 3 条)
		2,000 m ² 未満	届出 (本則 19 条)		
	300 m ² 未満	—	届出 (本則 19 条)		

・住宅の場合

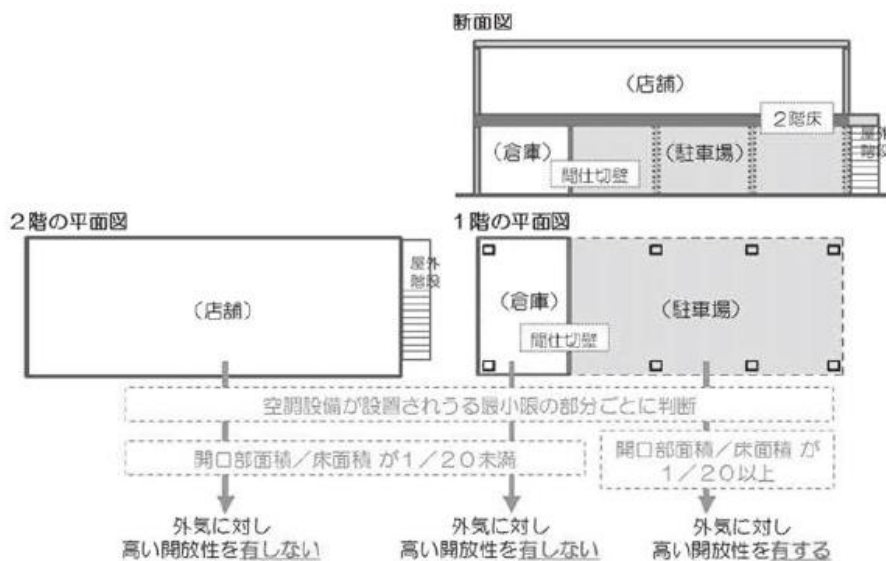
建築物全体に対する増改築面積の比率を問わず、増改築部分の床面積が 300 m²以上の増改築は、届出対象。

注：上記の面積（※を除く）は、高い開放性を有する部分（常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が 1/20 以上の部分）を除いた床面積。

高い開放性を有する部分を含む建築物



開放部分が階全体となる建築物（イメージ）



開放部分が階の一部となる建築物（イメージ）

・住宅部分と非住宅部分を有する複合建築物

住宅と非住宅の複合建築物の適合義務の要否判断は、非住宅部分の床面積による。

住宅部分とは建築基準法上の用途が、一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿のいずれかである部分をいい、これら以外の用途の部分を非住宅部分とする。

住宅部分と非住宅部分の共用部分については、原則として、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が、居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合は非住宅部分として判断を行うこととする。